

8 児童虐待防止対策の充実（子どもの虐待防止対策方針）

（1）児童福祉法等の一部改正

平成28年の児童福祉法等の改正において、全ての児童が健全に育成されるよう、児童福祉法の理念を明確化するとともに、国において、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされました。

改正においては、児童福祉法の理念を明確化するとともに、国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化することとされており、それぞれの機関がその役割・責務のもとに連携し、児童虐待の発生予防に加え、虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援に取り組むこととされています。

本市においては、児童福祉法に定められた役割・責務に基づき、児童に対する必要な支援につなげることが出来るよう、各種取組を推進していきます。

【改正の概要】

1 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司をおくとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置づける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置づける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(2) 児童虐待をめぐる現状と課題等

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、全国的にも深刻な社会問題となっています。児童虐待の防止や虐待の被害を受けた子どもの保護等に当たっては、適切かつ迅速な対応が求められています。本市における家庭児童相談の件数は減少傾向にありますが、虐待相談・通告やその他養護相談の件数は、高い割合を占めています。

児童虐待は身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つの類型に分類され、内容に応じた対応が求められます。本市における家庭児童相談においては、ネグレクトや心理的虐待の割合が高くなっていますが、これらの要因に加え、その他様々な要因も関係していることが多く、相談内容も年々複雑化していることから、多様な相談内容に対応できるよう、窓口等における相談体制の整備を行い、関係機関（者）と連携した支援等に取り組むことで、児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応を行うよう努めます。

また、社会的養護等に取り組み、社会的養護等が必要と認められる子どもや保護者等には、子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育むことができるよう、各種施策を活用し取り組んでいきます。

■ 荒尾市における家庭児童相談対応件数 ■ (件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
虐待相談・通告	74	112	107	87
その他養護相談	106	100	63	30
保健相談	0	0	0	0
障がい相談	2	6	6	1
非行相談	6	6	2	0
性格行動相談	7	7	4	3
不登校相談	17	20	8	0
その他育成相談	3	12	6	1
その他の相談	10	11	12	5
合計	225	274	208	127

資料 荒尾市すこやか未来課

■ 荒尾市における児童虐待の内容別対応件数 ■ (件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
身体的虐待	14	23	22	18
ネグレクト	30	52	51	33
性的虐待	0	0	0	1
心理的虐待	30	37	34	35
合計	74	112	107	87

資料 荒尾市すこやか未来課

(3) 荒尾市における児童虐待防止対策等の取組方針

本市では、児童虐待防止対策として、改正児童福祉法が掲げている「児童虐待の発生予防」、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、「被虐待児童の自立支援」について、以下のとおり取り組んでいきます。

【児童虐待の発生予防】

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。

このため、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦・乳幼児健康診査等の実施を通じて、精神疾患や経済的に不安定等のリスク要因のある家庭を早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、保護者の育児への不安を軽減し、子育て家庭が孤立しないように不安を解消させ、発生防止に取り組んでいます。

【児童虐待発生時の迅速・的確な対応】

児童虐待の早期発見・早期対応については、まず、住民の社会的関心の喚起と虐待に関する通告の徹底を図る必要があります。今後も、広報紙、ホームページ、パンフレット、チラシ等を活用した情報提供を進め、新たなメディアを活用した情報提供の充実を図るとともに、児童虐待防止推進月間には、より効果的な取組を推進するため、関連する団体等と連携して集中的な広報活動を実施し、市民への啓発を進めることで、児童虐待の早期発見・早期対応につながるように努めます。

また、虐待発生時には、迅速な対応ができるよう、児童相談所等との連携を密に取り、的確な対応に努めます。

【被虐待児童の自立支援】

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でないと認められる児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを「社会的養護」といいますが、この「社会的養護」を必要とする児童の数は年々増加しており、特に近年は児童虐待を要因とするケースが増加しています。

本市内には、児童養護施設（シオン園）と児童家庭支援センター（キッズ・ケア・センター）が設置されていることから、これらの地域資源を活用し、支援体制の整備を進めています。

また、施設養護から、里親やファミリー・ホームといった家庭養護への推進が図られていることから、児童相談所や児童養護施設等と連携し、里親制度周知のための説明会の開催、里親の開拓や里親支援につながるような広報・啓発を行っていきます。

(4) 関係機関（者）との連携及び支援体制の強化

【関係機関（者）との連携】

虐待の早期発見、早期対応を図るために、関係機関が要保護児童に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。本市においても、市、児童相談所、保育所（園）、学校、警察、医療機関等から構成される「荒尾市虐待防止等対策地域協議会」が中心となって、専門機関及び地域の関係者等における情報の共有や支援方針の検討等の連携を図っていきます。

【支援体制の強化】

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談をワンストップで受け、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と、全ての子どもとその家庭及び妊産婦に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を令和2年度に開設し、支援を必要としている子どもやその世帯等へ様々な適切なサービス提供など、きめ細やかな対応を継続的に行っていきます。

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
里親制度の周知	里親制度に関する社会的認知度を高めるため、通年で各種イベント等における啓発活動を実施する。10月の里親月間には、広報活動を強化するとともに、講座の開催等を行う。	実施	継続	すこやか未来課
【新規】 子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭に関する実情の把握や必要な情報提供、相談等の総合的な支援を実施するとともに、要支援児童や要保護児童等に対する支援を行う。 必要に応じて関係機関と連絡調整を図り、円滑な連携・協働体制を推進する。 (令和2年度開設予定)	未実施	1箇所	すこやか未来課

施策・事業名	施策・事業の内容	活動指標		主担当課
		現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	
荒尾市虐待防止等対策地域協議会	要保護児童の適切な保護を図るために、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等への支援の内容に関する協議を行う。	実施	継続	すこやか未来課
子育て短期支援事業(再掲)	保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う。	実施	継続	すこやか未来課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う。	実施	継続	すこやか未来課
家庭児童相談(再掲)	児童及び妊産婦の実情の把握、必要な情報の提供、家庭等からの相談に応じた調査及び指導を行う。	実施	継続	すこやか未来課
関係機関への同行支援	自分で様々な手続きを行うことが難しい保護者等について、市の相談員による関係機関への同行支援を行い、心理的負担の軽減、手続きの円滑化を図る。	実施	継続	すこやか未来課

